

大阪府「令和6年度及び令和7年度 大阪代表商品」 募集要項（三次募集）

1. プロジェクトの目的

大阪府では、事業者の万博への参画意識の向上、機運醸成を目的として、中小企業・小規模事業者を対象に、万博を訪れる国内外の訪問者へ訴求できる商品（土産物）の磨き上げ支援と、出品の場づくりを行う「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025 ～これからの大阪みやげをともに創るプロジェクト～」を実施します。

OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025

これからの大阪みやげをともに創るプロジェクト

【MISSION】 思いもよらない、大阪を。

大阪の人も知らなかった大阪。日本中の、世界中の、人々が知らなかった大阪。
つくり手のこだわりや志を詰め込んだ多彩な品々で、
すべての人に「今まで知らなかった大阪」を発見してもらう。
それが、大阪代表商品の使命。

【VISION】 つくり手が挑める、OSAKA/NIPPON へ。

大阪のつくり手たちが、こだわりや志を詰め込んだ多彩な商品を生み出すことで、
日本中のつくり手たちに勇気とチャレンジの輪を広げる。

【VALUE】 7つのバリューを実現することで、大阪のモノづくりに挑戦の輪を広げます。

1. 「こんなモノが作りたい！」という志や挑戦がある。
2. パクリではなく、オリジナル。
3. お高くとまらず、親しみがあって買いやすい。
4. 会話やつながり、“ちょっとした幸せ”を生み出す。
5. こだわりやストーリーがあり、思わず人に伝えたい。
6. 「大阪らしさ」や地域性がある。
7. 中途半端なモノは作りません！

2. 対象商品・事業者の要件

(1) 対象商品の要件

お土産に適する商品（食品、雑貨、工芸品など）

※お土産として持ち帰ることができるような商品とします。

※万博開催期間終了後も、継続的に供給・販売できる商品とします。

(2) 募集対象者の要件

大阪府内に本店、支店、営業所、生産・製造場所を有し、販路開拓及び商品改良に対して意欲のある中小企業・小規模事業者

なお、次に掲げる者は、応募することができません。

- ① 個人にあっては直近3年の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者（創業後3年を経過していない場合は、創業から交付申請の日までに終了した年につき所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者）、法人にあっては直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者（創業後3事業年度を経過していない場合は、創業から交付申請の日までに終了した事業年度につき法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者）
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ⑤ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

また、不正行為や応募者が上記に該当することが事後的に発覚した場合、当該応募は遡及的になかったものとして扱います。

(3) その他

- ① 応募は1事業者1品とします。

※同一ブランドにおいて同型同種で味が異なるものなどや、同種で大きさが異なるものは1品とします。

※一次募集及び二次募集で既に申込みをしている場合はご応募いただけません。

- ② 既存のブランド認定等商品も応募いただけます。

※免除対象となる既存のブランド認定等商品は、こちらの一覧でご確認ください。

<https://www.osaka-daihyo.jp/assets/download/brandlist.pdf>

※三次募集では、地域代表商品のみ募集とし、地域代表商品選考会は実施せず、全体事務局の審査となります。

- ③ 既存ブランド認定等商品についても、「2. (1) 及び (2)」の要件を満たしていない場合は本事業の対象外です。

3. 募集方法等

(1) 募集期間

2025年2月10日(月) 午前10時 ~

※定数に達し次第、募集を終了します。

(2) 募集方法

オンラインによる募集とし、郵送・持参による応募は受け付けません。

※一度応募が完了したデータは修正できません。

なお、事務局（「7. 問合せ先」を参照）から書類の補正を求める場合があります。

(3) 募集サイト

大阪代表商品プロジェクト事務局のホームページ (<https://www.osaka-daihyo.jp/>)

より、所定の「応募用紙」をダウンロードし、募集期間中に「応募フォーム」へ必要事項を入力の上、代表商品プロジェクト事務局に提出してください。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、全て事業者の負担とします。

(5) 提出書類の返却等

提出書類（写真を含む）は理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募された写真などは、告知媒体等で使用させていただく場合がございます。

(6) その他

①審査項目の「地域性」等に応じた地域ブロックをご選択ください。

②応募内容について確認を行う場合がありますので、必ず、お手元に提出書類の副本（コピーや電子データ）を残しておいてください。

③参加事業者から得た応募情報は、大阪府及び阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社並びに府内の商工会・商工会議所・商工会連合会が共有し、本プロジェクトの審査・交付等に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

※支援機関への応募情報の提供について、同意いただいた場合は、支援機関から支援（本事業以外を含む）に関するご案内をさせていただく場合がございます。

〈応募の流れ〉

・「事務局ホームページ」から応募用紙をダウンロード

・応募用紙に必要事項を全て入力する。

・「応募フォーム」に必要事項を入力する。
・同フォーム内に、記入済みの応募用紙を添付する。

・入力確認をする。
・申込まで進む。（自動返信メールが送信されますので、受付の完了をご確認ください。）

応募完了

4. 選考について

(1) 地域代表商品の選考について

- ①提出された応募用紙等の内容を全体事務局で審査し、一次募集と二次募集の応募事業者と合わせて「地域代表商品」を500品選定します。
- ②審査結果は、事務局での審査後、応募者に対して電子メールで通知します。

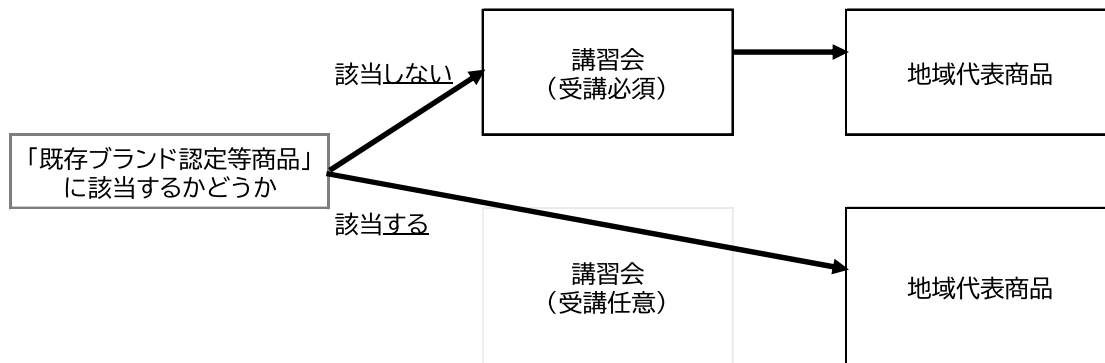
(2) 選考の視点

お土産に適している商品であるかどうか（持ち帰りができる商品であるかどうか）の視点で審査を行います。

(3) 選考の流れ

応募商品が「既存ブランド認定等商品」に該当するか否かにより、選考の流れが異なります。

【三次募集のイメージ図】



5. 講習会について

「地域代表商品」に選定された事業者の商品をさらに磨き上げるための講習会を開催します。詳細については、以下のとおりです。

(1) 講習会

	講師	内容
I	独立研究者 山口周	唯一無二の商品を生み出す、 インサイドアウトのモノづくり
II	マーケティング・コンサルタント 安原智樹	ブームで終わらない、 ストーリーのある商品づくり
III	ブランディングプロデューサー 鈴木祐介	“志”から生み出す、 独自性のある商品事例
IV	株式会社 SASI 代表取締役 近藤清人	アイデンティティから生まれた商品を デザインにする
V	中川政七商店会長 中川淳	プロダクトと世の中（顧客）との 接点の見つけ方

(2) 受講対象者

応募商品が「既存ブランド認定等商品」に該当しない事業者

(4) 受講方法等

- ① 「(1) 講習会」は、アーカイブ配信での視聴です。
- ② 上記①の受講に関するご案内は電子メールにてお知らせいたします。

(5) その他

- ① 「(1) 講習会」は I～V に掲げる 5 つすべての受講が必要です。
- ② 「(1) 講習会」は事務局が指定する期限内に受講後アンケートの回答まで必要です。
- ③ データ通信にかかる費用及び会場までの交通費は、事業者の負担となります。

6. 「地域代表商品」の販売の場づくり

(1) 「地域代表商品」の販売の場づくりについて

府等が開催するイベントや物産展等に出品いただく機会を設ける予定です。

(2) 費用負担

①搬入・在庫商品の受け取りや保険加入費用等は事業者負担となります。

②販売の場の条件（売上額、冷蔵・冷凍設備のリース等）により、別途負担が生じる場合があります。

(3) その他

出品の可否、具体的な出品場所や出品数等については、個別の調整となります。

7. 問合せ先

大阪代表商品プロジェクト事務局（全体事務局）にお問い合わせください。

全体事務局	電話	メール	受付時間
大阪代表商品 プロジェクト事務局	090-6367-1153	osaka-daihyo@hhms.co.jp	午前10時～午後6時 (土日祝、年末年始除く)

※応募ページに「よくあるお問い合わせ(FAQ)」を掲載していますので、こちらもご参照ください。

<https://www.osaka-daihyo.jp/assets/download/faq.pdf>